

古賀市観光ブランディング推進委託
公募型プロポーザル審査基準

企画提案書、見積書、提案内容説明等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）の選考を行う。

(1) 審査について

①一次審査

実施要領に示す参加資格の要件の適格性及び提出書類について審査する。

※要件を満たしていない場合は失格とする。

②二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査は、提案事業者への非公開ヒアリングとして、プレゼンテーション5分及び質疑応答10分（時間は予定のため、前後する場合がある。）を行い、各委員の合計点数を平均し、点数の大きい順番で順位をつける。

なお、最高得点が複数ある場合は、ランクA（B）の項目が多い者を最優秀者として選考する。

ただし、各委員の合計点数の平均が50点に満たない場合、最優秀者として選考しない。

また、ランクFの項目が1つ以上ある場合は、合計点数の平均が高くとも、選考しない場合がある。

(2) 採点方法

審査基準ごとにランク付けを行い、配点に対する係数を乗じて採点する。

ランク	審査区分	係数
A	特に優れた提案となっている	1.00
B	AとCの間	0.80
C	一定の優れた提案となっている	0.60
D	CとEの間	0.40
E	仕様書の内容は満たしているが、優れている点が認められない	0.20
F	仕様書の内容を満たしていない/提案がなされていない	0.00

(3) 審査項目等

審査項目	審査基準	配点
業務の基本方針	・業務目的及び観光ブランドコンセプトの内容を理解し、積極的な業務提案がなされているか。	15点
提案内容	・効果的な観光ブランディング提案となっているか。	10点
	・発信するコンテンツは他にないアイデアで独創性があり、高品質なものが期待できるか。	10点
	・実務経験に基づいた工夫やアイデアを活かした提案となっているか。	10点
	・提案する企画は一過性に終わらず継続性のある提案か。	20点
	・市民や事業者との協働による観光ブランディングの推進が期待できるか。	20点
実施スケジュール	・実施スケジュールは適切か。	5点
実施体制	・業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか。	5点
価格評価	(全参加者の最低価格／当該参加者の提案価格) × 配点	5点
合 計		100点